

生徒指導に関する規定

1 生徒心得

本校は校訓「進取、至誠、錬磨」の精神のもと、知・徳・体の調和のとれた、グローバルに活躍できる人材の育成を目指しています。本校では、「マナーの良い関高生」「汗を流す関高生」「勉強する関高生」のスローガンのもと、心豊かな人間性を育むためのマナー指導を推進しています。

生徒心得が生徒たちによって守られ、本校生徒全員が更にマナーアップすること、また将来、マナーの良い立派な社会人になることを期待します。

1 服装・頭髪に関する心得

簡素で端正を旨とし、装飾具は用いず関高生徒として品位を失わない。服装・頭髪等については下記のように定める。

(1) 制服

ブレザー、ズボン、スカート、カッターシャツ、ブラウス、ネクタイ、リボンタイ及びベストは学校指定のものを着用する。

(2) 頭髪

頭髪は清潔で端正なものであること。

パーマ、茶髪等の染色など、加工は不可。

ピアス、ネックレスや指輪などの装飾具は付けない。

(3) 靴

黒またはこげ茶色の革靴、又は派手でない色の運動靴。

(4) 靴下

靴下は紺・黒・白のいずれか単色、ストッキングはベージュまたは黒の単色で濃淡や模様がないもの。

(5) 上履き

指定のもの。

(6) 鞆

特に指定しない。

通学に使用する諸用具入れは、色・型・大きさ・安全性等から適切なもの。

(7) 防寒具

ア セーター・カーディガン等について

冬の指定された期間に限り、上着の下にセーター・カーディガン等を着用することを認める。

イ 防寒コート類について

冬の指定された期間に限り、登下校時に防寒コート類を着用することを認める。

皮革類、ジーンズ類、エナメル、スウェット、ジャージなどの材料は認めない。

(8) 雨具

雨天時の自転車通学は、レインコートを着用し、傘差し運転はしない。

(9) その他

病気などやむを得ない理由で上記の規定以外の服装をするときは、担任の先生を経て生徒指導部に異装届を提出して許可を得ること。

2 校内生活に関する心得

- (1) 本鈴5分前までに登校する。
- (2) 終業後は、各種委員会、部活動や特別の事由のある生徒の他は速やかに下校する。
下校時刻までには全員が下校する。
- (3) 公私に関わらず、放課以前に外出しようとするときは、生徒手帳により担任の先生や関係の先生の許可を得る。
- (4) 所持品には、すべて氏名を明記する。
- (5) 部会、クラス会などは顧問又は担任の先生に相談して、校内で行う。
- (6) 金銭、貴重品等は常に携行し、必要に応じて貴重品袋等を使用して先生に保管を依頼する。
- (7) 学習に不必要な物(ゲーム、雑誌等)は、一切学校に持ち込まない。

3 スマートフォン・携帯電話に関する心得

- (1) 朝のSHR開始時から帰りのSHR終了時まで、使用禁止とする。
- (2) 使用と保管については、次のア、イを守ること。
ア 使用上のマナーを守り、他者に迷惑をかけたたり不快感を与えないように注意すること
イ 個人情報を含む高価なものであることを認識し、責任を持って保管すること。
- (3) 持ち込みと使用にあたっては、校内に限らず、校外においても公共の場でのマナーを守ること。
- (4) (1)～(3)に違反した場合は、保護者と連絡をとり指導する。
特に、授業時および補習・補充授業・考査時等に違反した場合は厳しく指導する。

4 通学に関する心得

- (1) 常に安全に心掛け、時間に余裕を持って通学する。
- (2) 交通法規・交通マナーを順守する。
- (3) 万が一事故にあった場合、小さな事故であってもすぐ保護者及び学校に連絡の上、警察署に連絡し事故処理を行う。その後、交通事故調書を提出する。
- (4) 自転車通学についての条件
ア 安全な構造の自転車
イ 学校内で実施する自転車点検や自転車店での点検を受ける。
ウ 道路交通法を守り、以下の交通ルール・マナーを順守する。
 - ① 自転車は車道の左側を走行することが原則、歩道を走行する場合は歩行者優先で車道寄りを徐行する。
 - ② 交通安全ルールを守る。(2人乗りや並列走行は禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号順守と一時停止・安全確認)
 - ③ 「携帯電話を利用しながら」「音楽等を聞きながら」「傘を差したり物を持ちながら」の自転車運転は禁止。(雨天時はレインコートを着用)
 - ④ 道路横断時は横断歩道や地下道を利用し、地下道は自転車から降りて通る。
エ 自転車置き場の整理整頓をする。
オ 自転車保険はできる限り加入する。
カ 自転車の後輪の泥よけなどの目立つ部分に登録ステッカーを貼る。

5 貴重品に関する心得

生徒が貴重品を身から離す場合は、必ず次の方法で保管し、その管理に万全を期す。

- (1) 全校行事のとき
貴重品は、クラスごとに貴重品袋に入れ、それを学級担任が保管する。

- (2) クラス単位のと き
 - ア 体育の時間等、更衣をする場合
貴重品は、授業担当の先生が持っていく貴重品かごに入れる。
 - イ 教室を空けるが、更衣をしない場合
貴重品は身に付ける。
- (3) 保管に関する留意事項
 - ア 現金は財布などに入れておく。
 - イ 返却時は、人のものと間違えないように、よく確認して返却、受領する。
 - ウ 貴重品は、鞆の中等に入れたままにしておかない。
- (4) その他の留意事項
 - ア 個人の持ち物にはすべて記名する。
 - イ 個人の持ち物の無断使用は絶対しない。
 - ウ 生徒間での金品の貸借はしない。
不時の金銭の必要な場合は、学級担任に申し出る。
 - エ 持ち物を紛失した場合は直ちに学級担任に申し出る。
 - オ 学校に不必要な貴重品を持ってこない。

6 届出に関する心得

次の事項については、担任の先生に届け出る。

- (1) 書面によるもの
 - ア 欠席、欠課、遅刻、早退、外出、忌引き、公欠、異装
 - イ 住所変更
 - ウ 校外における問題行動又は交通違反による補導
 - エ 校内器具施設の汚損、損壊、紛失
 - オ 下宿すること及び下宿先変更
 - カ 金銭、物品の遺失、盗難
 - キ 交通事故、暴行被害、不審者被害等
- (2) 口頭によるもの
 - ア 金銭・物品の拾得
 - イ 自宅で、火事風水害等の被害
- (3) 欠席や遅刻は事前に電話で連絡し、生徒手帳に必要事項を記入捺印して担任の先生に提出する。

欠席等の届出先 (手続き用紙はすべて生徒手帳)

	捺印	届出先(提出先)
欠席	担任の先生 保護者	担任の先生
欠課	担任の先生 関係の先生 (養護の先生等) 保護者	担任の先生
遅刻	担任の先生 教頭先生 保護者	授業の先生 担任の先生

早退	担任の先生 関係の先生 保護者	担任の先生
外出	担任の先生 関係の先生 保護者	担任の先生 関係の先生

7 許可に関する心得

次の事項については、前もって担任の先生や関係の先生を通じて届け出て、許可を得る。

(※印は学校所定の様式による)

- (1) 放課後の教室、教具、備品などの使用
- (2) 公私を問わず放課前の外出
- (3) 校内放送
- (4) 生徒が主催する行事(集会・キャンプ等)
- (5) 文書等の刊行、頒布及び掲示
- (6) 募金活動
- (7) アルバイト※

8 指導に関する心得

指導の対象となる行為

- (1) 正当な理由のない欠席、欠課、遅刻、早退及び無許可の外出
- (2) 授業、学校行事、試験及び作業等の忌避
- (3) 考査中の不正行為(考査心得参照)
- (4) 公共物の故意による器物損壊
- (5) 飲酒、喫煙、危険ドラッグ吸引等
- (6) 禁止場所への出入り(パチンコ店等)
- (7) 暴力、脅迫、窃盗、恐喝、賭博など犯罪と認められる行為
- (8) 道路交通法違反、各種自動車運転免許証の無断取得
- (9) 深夜徘徊、不良交遊等
- (10) いじめ及び情報モラル違反
- (11) その他、生徒としてあるまじき行為

9 校外生活に関する心得

身だしなみや行為については、本校生徒としての誇りを持ち、社会秩序を守り、他人に迷惑を掛けないこと。

- (1) 学習習慣を確立し、規則正しい生活に心掛ける。
- (2) 外出するときの服装は、端正なものを着用する。
- (3) 交通法規並びに交通マナーを守る。
- (4) 原付自転車、自動二輪車、普通自動車等の運転免許は取得しない。
- (5) 家庭並びに本人に異変のあったときは、速やかに担任の先生に連絡する。

10 旅行に関する心得

旅行は綿密な計画と、望ましい心身の状態で実施すること。

また、学割の必要なときは、生徒旅客運賃割引証発行願に必要な事項を記入の上、担任の先生に提出する。

11 自動車学校入校について

(岐阜県校長会及び美濃地区高等学校生徒指導研究会の申し合わせ事項)

3年生が卒業式前に自動二輪車や普通自動車の免許取得のため、自動車学校などへ入校する場合は学校長の許可書が必要である。

(1) 卒業式までに進路先が決定し、その手続きを済ませた生徒で、特別な事情により運転免許の取得

を希望する生徒は、免許証取得願を担任に提出する。

(2) 許可条件

ア 本校の校則を順守している生徒

イ 進路先が決定し、その手続きを済ませ、その進路先に免許の取得を求められた生徒

ウ 補充指導の対象になっていない生徒

(3) 自動車学校への入校を学校長より許可された場合、自動車学校の入校日は自由登校以降の自動車学校指定日である。

自動車学校へは、免許証取得許可書と必要書類を提出する。

12 アルバイトについて

(1) アルバイトは、原則として認めない。

(2) 特別な事情によりやむを得ずアルバイトをしなければならない場合に限り、次の条件に照らして許可することがある。

ア 保護者の許可がある。

イ 所定の用紙により学級担任を通して生徒指導部に届け出て学校長の許可を得る。

ウ 成績は不良科目(欠点など)がないこと。

エ 次の職種や作業は事情の如何を問わず、アルバイトを禁止する。

- ・重労働 ・飲食関係の接客業 ・危険物の取り扱い ・夜間の作業
- ・宿泊を伴う仕事 ・現金を頻繁に直接扱う仕事
- ・その他健康上、教育上好ましくない仕事

(附則) 平成23年3月2日改正、平成23年4月1日から施行
平成26年3月 改正、平成26年4月1日から施行
平成27年1月 改正、平成27年4月1日から施行
令和元年11月13日改正、令和2年4月1日から施行